

No. 1161 (2021.11.18)

主要国議会の選挙制度及び投票率の推移

はじめに

I アメリカ

II イギリス

III ドイツ

IV フランス

V 日本

おわりに

キーワード：選挙制度、投票率

- 主要国として我が国とアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを取り上げ、国政議会の選挙制度等を概観した後に、2000年以降約20年間の国政議会選挙の投票率（全体投票率及び世代別投票率）を紹介する。
- 各国の選挙制度は、それぞれに差異があり、下院は全て直接選挙だが、上院は間接選挙の形態をとる国もある。直接選挙の場合も、小選挙区制や比例代表制など、有権者の意思を反映させる方法には様々なものがある。
- 投票率もまた、国によって異なる様相で推移している。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 うえの まりな 上野 磨里奈

はじめに

我が国における国政選挙の投票率は、高いとはいえない状況にある。衆議院議員総選挙については2014（平成26）年に戦後最低の52.66%を記録し、次の2017（平成29）年には前回に次ぐ低投票率（53.68%）となった。参議院議員通常選挙については2019（令和元）年に、1995（平成7）年（44.52%）以来2度目の50%を割り込む値（48.80%）を記録した。年代別に見ると特に20～24歳の区分の投票率が低く、2019年の参議院議員通常選挙では28.21%となっている。

本稿では我が国の国政選挙投票率をめぐる議論に資するため、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及び日本について、政治体制及び選挙制度を概観し、別図1～7にて各国における2000年以降約20年間の国政議会選挙投票率（全体及び世代別）の推移を紹介する。

I アメリカ

1 政治体制

大統領制を採用している。連邦議会は下院（House of Representatives）及び上院（Senate）の二院によって構成されている¹。

下院については、定数435名²、任期2年³である。憲法制定時の下院議員の定数は65名だったが、人口の増加に対応して増やされ、1913年に435名となった。1929年に議席再配分法により435名で固定された⁴。上院については、定数100名⁵、任期6年⁶である。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021（令和3）年11月8日である。

* 本稿は、以下の刊行物等を踏まえ、内容を適宜更新して作成した。古賀豪ほか『主要国の議会制度』（調査資料2009-1-b 基本情報シリーズ5）国立国会図書館調査及び立法考査局、2010。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1>; 政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料2015-1-c 基本情報シリーズ22）国立国会図書館調査及び立法考査局、2016。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1>; 高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1045号、2019.3.7。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11247815_po_1045.pdf?contentNo=1>; 濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号、2019.5.28。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1>; 小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1055号、2019.5.16。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1>; 高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1047号、2019.3.14。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1>;

¹ 合衆国憲法第1条第1節

² なお、この435名に加え、コロンビア特別区、グアム、ヴァージン諸島、米領サモア、北マリアナ諸島から派遣委員（Delegates）各1名が選出され、さらにプエルト・リコから常駐弁務官（Resident Commissioner）1名が選出される。派遣委員の任期は2年、常駐弁務官の任期は4年であり、いずれも本会議における表決権を有しない等の制約がある。2019年の下院規則改正により、両者とも、全院委員会における投票権が認められた。廣瀬淳子「アメリカ連邦議会下院規則改正—第116議会下院規則—」『外国の立法』280号、2019.6, p.4。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11289079_po_02800001.pdf?contentNo=1>

³ 合衆国憲法第1条第2節第1項

⁴ Reapportionment Act of 1929, 2 U.S.C. §2a.

⁵ 合衆国憲法第1条第3節第1項

⁶ 合衆国憲法第1条第3節第1項

2 選挙制度

(1) 下院

- ・小選挙区制⁷

議席は、まず各州に1席ずつ配分され、残りを各州の人口に比例して均等比例方式（method of equal proportions）で配分する⁸。

- ・選挙権年齢：18歳以上⁹、被選挙権年齢：25歳以上¹⁰

(2) 上院

- ・小選挙区制

各州から2名¹¹ずつ選出される。2年ごとに議席を3分の1ずつ改選する¹²。1つの州から一度に1名のみが選出されるようになっているため、事実上の小選挙区制である¹³。

- ・選挙権年齢：18歳以上¹⁴、被選挙権年齢：30歳以上¹⁵

3 投票率の推移（別図1、2）

全体の投票率については、5か国中では比較的低い値で推移している。中間選挙の年は特に低くなっている。世代別に見ると、例外はあるものの、おおむね世代が上がるにつれて投票率は高くなる。

II イギリス

1 政治体制

立憲君主制、議院内閣制を採用している。議会は君主（Sovereign）、庶民院（House of Commons. 以下「下院」という。）及び貴族院（House of Lords. 以下「上院」という。）の三機関によって構成されている¹⁶。

下院については、定数650名¹⁷、任期5年（解散あり）¹⁸である。上院については、定数はなく¹⁹、任期は基本的に終身である。ただし、聖職貴族及び世襲貴族のうち官職指定による者は、

⁷ 2 U.S.C. §2c.

⁸ 各州に1席ずつ配分したのち、各州の人口を $\sqrt{2(2-1)}$ 、 $\sqrt{3(3-1)}$ 、 \dots 、 $\sqrt{n(n-1)}$ で除し、商の大きい順に議席を配分する。政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料2015-1-c 基本情報シリーズ22）国立国会図書館調査及び立法考査局、2016、p.4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1> 参照。

⁹ 合衆国憲法修正第26条

¹⁰ 合衆国憲法第1条第2節第2項

¹¹ 合衆国憲法第1条第3節第1項

¹² 合衆国憲法第1条第3節第2項

¹³ 衆議院調査局第二特別調査室『選挙制度関係資料集 令和3年版』2021、p.313.

¹⁴ 合衆国憲法修正第26条

¹⁵ 合衆国憲法第1条第3節第3項

¹⁶ Sir David Natzler KCB et al., eds., *Erskine May's Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, 25th ed., London: LexisNexis, 2019, p.3.

¹⁷ 2020年議会選挙区法（Parliamentary Constituencies Act 2020）第5条

¹⁸ 2011年議会任期固定法（Fixed-term Parliaments Act 2011）第1条及び第2条

¹⁹ Russell Taylor, "Life Peerages: Creations since 1958," *Library Briefing*, 20 January 2021, p.1. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2021-0002/LLN-2021-0002.pdf>>

その在職期間が任期となる。

2 選挙制度

(1) 下院

- ・小選挙区制
- ・選挙権年齢・被選挙権年齢：18歳以上

選挙権は、選挙区で選挙人登録をしたイギリス国民、英連邦諸国民及びアイルランド共和国国民が有する。被選挙権は、イギリス国民、英連邦諸国民（1971年入国管理法の下で、連合王国に入国又は在留するのに許可を必要としない者）及びアイルランド共和国国民が有する²⁰。

(2) 上院

上院は一代貴族²¹（Life Peers）、世襲貴族（Hereditary Peers）、聖職貴族（Bishops）から成る。2021年11月現在、一代貴族670名、世襲貴族88名、聖職貴族26名で構成されている²²。

3 投票率（下院）の推移（別図1、3）

全体の投票率については、60%にやや及ばない値から60%台後半で推移している。世代別に見ると、世代が上がるほど投票率は高いという傾向はあるが、2019年選挙における35～44歳の区分のように例外もある。

III ドイツ

1 政治体制

ドイツ連邦共和国には、連邦を代表する大統領が置かれている²³が、政治的実権に乏しいため、政治体制としては議院内閣制に分類される。連邦議会（Bundestag）及び連邦参議院（Bundesrat）と呼ばれる2つの機関の関係を二院制と扱ってよいかについては議論がある²⁴が、列国議会同盟での分類²⁵に従い、連邦議会を下院、連邦参議院を上院とする。

²⁰ 2006年選挙管理法（Electoral Administration Act 2006）第18条；三枝昌幸「イギリスにおける候補者資格の拡大」『千葉商大紀要』57巻2号，2019.11，p.26. <https://cuc.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=5910&item_no=1&page_id=13&block_id=37>

²¹ 一代貴族とは、国王が任命した一代限りの貴族であるが、その任命は首相の助言に基づいている。任命方法には、主要政党が作成した候補者リストに基づくもの、上院議員指名委員会による指名に基づくもの等がある。政党によるものを含む全ての推薦について、上院議員指名委員会が審査し、首相に助言する。上院議員指名委員会は、2000年5月に設置された、独立性を有する首相の公的諮問機関である。詳細については、“How members are appointed.” UK Parliament Website <<https://www.parliament.uk/business/lords/whos-in-the-house-of-lords/members-and-their-roles/how-members-are-appointed/>> 等参照。

²² “Lords membership - by peerage.” *ibid.* <<https://members.parliament.uk/parties/lords/by-peerage>>

²³ ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. 以下「基本法」）第59条第1項

²⁴ 議論の詳細については、小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1055号，2019.5.16，pp.1-2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1> を参照。

²⁵ “German Bundestag.” IPU Parline <https://data.ipu.org/content/germany?chamber_id=13316> 及び“Federal Council.” *idem* <https://data.ipu.org/content/germany?chamber_id=13317> を参照した。

下院の定数は598名²⁶だが、第20議会期は、調整議席及び超過議席（後述）により736名²⁷となっている。任期は4年²⁸（解散あり²⁹）である。

上院については、2021年10月現在、表決権の総数は69票である。ラント（州）政府が、各ラントが有する表決権と同数のラント政府構成員を派遣する³⁰。各州は最低3票、人口200万以上の州は4票、600万以上の州は5票、700万以上の州は6票の票決権を有する³¹。任期は不定である（各州政府の在任期間による。）。

2 選挙制度

(1) 下院

- ・小選挙区比例代表併用制

小選挙区は299区³²ある（2024年から280区に削減される。）。

選挙人は1人2票を投じる。第1票は小選挙区の候補者を選出するために、第2票は政党の州名簿（拘束名簿式³³）を選択するために投票される³⁴。各党への議席配分は、2つの段階を踏んで行われる³⁵。なお全ての比例配分の計算には、サンラグ・シェーパース方式³⁶が用いられる。

第1次配分：総定数598名を当該地域に居住するドイツ人人口に応じて各ラントに比例配分し、その議席を、各ラントでの第2票の得票数に応じて各党に比例配分する。配分された議席数より、小選挙区による獲得議席（以下「直接議席」という。）数が多い場合、超えた分は超過議席と呼ばれる。直接議席数と比例配分議席数との平均値又は直接議席数のいずれか多い議席数が配分される³⁷。

第2次配分：各党の連邦全体での第2票の得票数に応じて、各党に議席を比例配分する。この比例配分に当たっては、全ての党について、州別の各党の獲得議席数の総数以上となるまで、議席の追加配分（調整議席）が行われる。ただし、超過議席3つまでは、連邦全域での配分のための調整対象としない。各州で各党の配分議席数から直接議席数を減じて得た数だけ、州名

²⁶ 連邦選挙法（Bundeswahlgesetz）第1条第1項。以下、“Federal Elections Act,” 2021.6. Bundeswahlleiter Website <https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/4ff317c1-041f-4ba7-bbbf-1e5dc45097b3/bundeswahlgesetz_engl.pdf> を参照した。

²⁷ “SPD to become largest parliamentary group in the newly elected Bundestag.” Deutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/en?url=L2VuL2RvY3VtZW50cy90ZXh0YXJjaGl2ZS9rdzM5LTlWmJEtZWxIY3Rpb24tODYzMzQ4&mod=mod453306>>

²⁸ 基本法第39条第1項

²⁹ 基本法第68条

³⁰ 基本法第51条第1項及び第3項

³¹ 基本法第51条第2項

³² 連邦選挙法第1条第2項

³³ 連邦選挙法第6条第6項

³⁴ 連邦選挙法第4条

³⁵ 第25次連邦選挙法改正法（BGBl. I S. 2395）が、2020年11月18日に公布され、翌19日に施行された（小選挙区選出議席数に関する条項は2024年1月1日施行）。これによって、議席決定手続が改正された。詳細については、泉眞樹子「【ドイツ】第25次連邦選挙法改正—総議席数増加抑制—」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, p.34. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633273_po_02860213.pdf?contentNo=1> を参照。選挙結果の計算については、連邦選挙法第5条及び第6条; “Endgültige Sitzberechnung und Verteilung der Mandate,” Der Bundeswahlleiter, *Wahl zum 20. Deutschen Bundestag am 26. September 2021*, Heft 3 (Endgültige Ergebnisse nach Wahlkreisen), 2021. <https://www.bundeswahlleiter.de/dam/jcr/bf33c285-ee92-455a-a9c3-8d4e3a1ee4b4/btw21_sitzberechnung.pdf> を参照した。

³⁶ この方式は日本でサンラグ式とよばれる計算方法と同じ結果が得られるとされている。政治議会調査室・課 前掲注(8), pp.26, 39. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1> 等参照。

³⁷ 連邦選挙法第6条第5項

簿の上位から当選人とする。

阻止条項として、全国で5%以上の第2票の得票又は小選挙区で3議席以上獲得しなかった政党は、比例票による議席配分の対象としない規定がある³⁸。

- ・選挙権年齢・被選挙権年齢：18歳³⁹

(2) 上院

議員はラント政府によって派遣されるため、選挙は行われない。

3 投票率（下院）の推移（別図1、4）

全体の投票率については、5か国中最も高い値を保っている。世代別に見ると、例外もあるが、他の4か国に対して世代間の差が比較的小さい。

IV フランス

1 政治体制

現行の第5共和制憲法（1958年制定）は、議院内閣制と大統領制の中間的な政治制度（半大統領制⁴⁰）を定めている。議会は、国民議会（Assemblée nationale. 以下「下院」という。）と元老院（Sénat. 以下「上院」という。）によって構成されている⁴¹。

下院については、定数577名⁴²、任期5年⁴³（大統領による解散がある⁴⁴。）である。上院については、定数348名⁴⁵、任期6年⁴⁶である。

2 選挙制度

(1) 下院

- ・小選挙区2回投票制

小選挙区は577区ある（海外県19、海外自治体・海外領土等8、在外選挙区11を含む。）⁴⁷。第1回投票で有効投票の過半数かつ有権者数の4分の1以上の票を得た候補者がいる場合は、その候補者を当選人とする。当選人がいない場合は、有権者数の12.5%以上の得票者（該当者が2人未満の場合には上位2人）が1週間後の第2回投票⁴⁸に進出し、相対多数を得た候補者を当選人とする⁴⁹。

³⁸ 連邦選挙法第6条第3項

³⁹ 連邦選挙法第12条第1項第1号及び第15条第1項第2号

⁴⁰ 詳細は、高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1047号、2019.3.14, p.1. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1> 等参照。

⁴¹ 憲法第24条第2項

⁴² 憲法第24条第3項

⁴³ 選挙法典（Code électoral）L.O.第121条

⁴⁴ ただし、解散による総選挙後1年以内及び大統領が非常事態権限を行使している間等は、解散できない。憲法第12条及び第16条第5項

⁴⁵ 憲法第24条第4項

⁴⁶ 改選後最初の常会の開会日から、6年後の改選後最初の常会の開会日まで。選挙法典L.O.第275条及びL.O.第277条

⁴⁷ 衆議院調査局第二特別調査室 前掲注(13), p.315.

⁴⁸ 選挙法典L.第55条及びL.第56条

⁴⁹ 選挙法典L.第126条及びL.162条

- ・選挙権年齢・被選挙権年齢：18歳以上⁵⁰

(2) 上院

- ・間接選挙

各県を単位とする選挙人団（下院議員、上院議員、地方議会議員等で構成される。）による間接選挙で選出される⁵¹。定数 348 名のうち 12 議席は、海外在留フランス人の代表機関である在外フランス人議会で選出される⁵²。3 年ごとに半数を改選する⁵³。定数 2 名以下の選挙区は、多数代表 2 回投票制を用い、定数 3 名以上の選挙区は、拘束名簿式比例代表制を用いる⁵⁴。

- ・選挙人団の就任可能年齢：18歳⁵⁵ 被選挙権年齢：24歳⁵⁶

3 投票率の推移（別図 1、5）

全体の投票率は、65%にやや及ばない値から、40%後半まで、なだらかな右肩下がり推移している。世代別に見ると、世代が比較的細かく区分されていることに注意が必要であるが、65～69歳又は70～74歳の区分が最も高くなっている。

V 日本

1 政治体制

議院内閣制を採用している。国会は、衆議院及び参議院により構成される⁵⁷。

衆議院については、定数 465 名、任期 4 年（解散あり）である。参議院については、定数 248 名⁵⁸、任期 6 年である。

2 選挙制度

(1) 衆議院

- ・小選挙区比例代表並立制

小選挙区で 289 名、比例代表で 176 名を選出する。比例代表は全国を 11 ブロックに分けて選出する。

- ・選挙権年齢：18歳、被選挙権年齢：25歳

(2) 参議院

・選挙区で 148 名、比例代表で 100 名を選出する⁵⁹。選挙区はおおむね都道府県単位だが、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県がそれぞれ 1 つの選挙区となっている。比例代表は全国を

⁵⁰ 憲法第 3 条第 4 項；民法（Code civil）第 414 条；選挙法典 L.O.127.

⁵¹ 選挙法典 L.第 279 条及び L.第 280 条

⁵² 衆議院調査局第二特別調査室 前掲注(13), p.315.

⁵³ “The senatorial elections.” Sénat Website <https://www.senat.fr/lng/en/senators/the_senatorial_elections.html>

⁵⁴ 選挙法典 L.第 294 条及び L.第 295 条

⁵⁵ 衆議院調査局第二特別調査室 前掲注(13), p.315.

⁵⁶ 選挙法典 L.O.第 296 条

⁵⁷ 日本については、日本国憲法及び公職選挙法を参照した。

⁵⁸ 令和 4 年 7 月 25 日までは 245 名である。公職選挙法の一部を改正する法律（平成 30 年 7 月 25 日法律第 75 号）

⁵⁹ 令和 4 年 7 月 25 日までは選挙区で 147 名、比例代表で 98 名が選出されている。

1 区として選出する。3 年ごとに半数を改選する。

- ・選挙権年齢：18 歳、被選挙権年齢：30 歳

3 投票率の推移（別図 1、6、7）

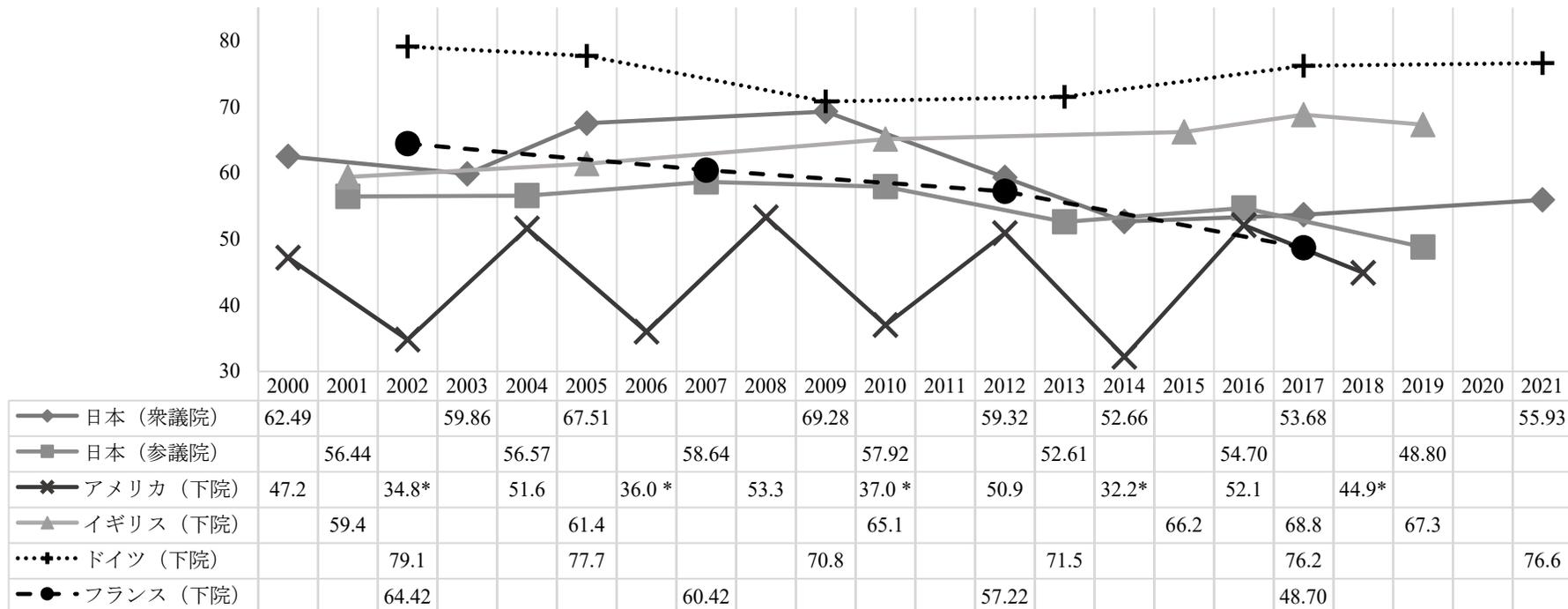
衆議院議員総選挙における全体の投票率は、50%台前半から 70%にやや及ばない値の間を推移している。世代別に見ると、フランスと同様、世代が比較的細かく区分されていることに注意が必要であるが、65～69 歳又は 0～74 歳の区分が最も高くなっている。参議院議員通常選挙における全体の投票率は、40%台後半から 50%台後半の値の間を推移している。世代別に見ると、衆議院議員総選挙と同区分の世代が最も高くなっている。

おわりに

本稿で取り上げた主要 5 か国の選挙制度については、国家間で多様な制度設計が見られる。このような選挙制度の差異については、選挙制度を設計するに当たり礎となる、議会そのものの位置付けの違いも見過ぎされてはならないと考えられる。さらに、投票率についても、国ごとに異なる推移を見せている（別図 1 参照）。世代別に見た場合、世代が上がるにつれて投票率も上がるという傾向はおおむね共通で見られる一方で、世代間の投票率の差は国ごとによって大小があることが分かる（別図 2～7 参照）⁶⁰。日本の選挙制度及び投票率について論じる際には、多様な視点から議論することが期待される。

⁶⁰ 今回取り上げた 5 か国を含む 8 か国の投票率と、投票率に影響を与える要因及び投票率向上の取組を取り上げたものとして、那須俊貴「主要国における投票率—投票参加に影響を及ぼす要因と国内外の取組事例—（資料）」『レファレンス』822 号, 2019.7, pp.87-111. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11335495_po_082205.pdf?contentNo=1> がある。

別図1 主要国の国政議会選挙における投票率の推移（2000～2021年）

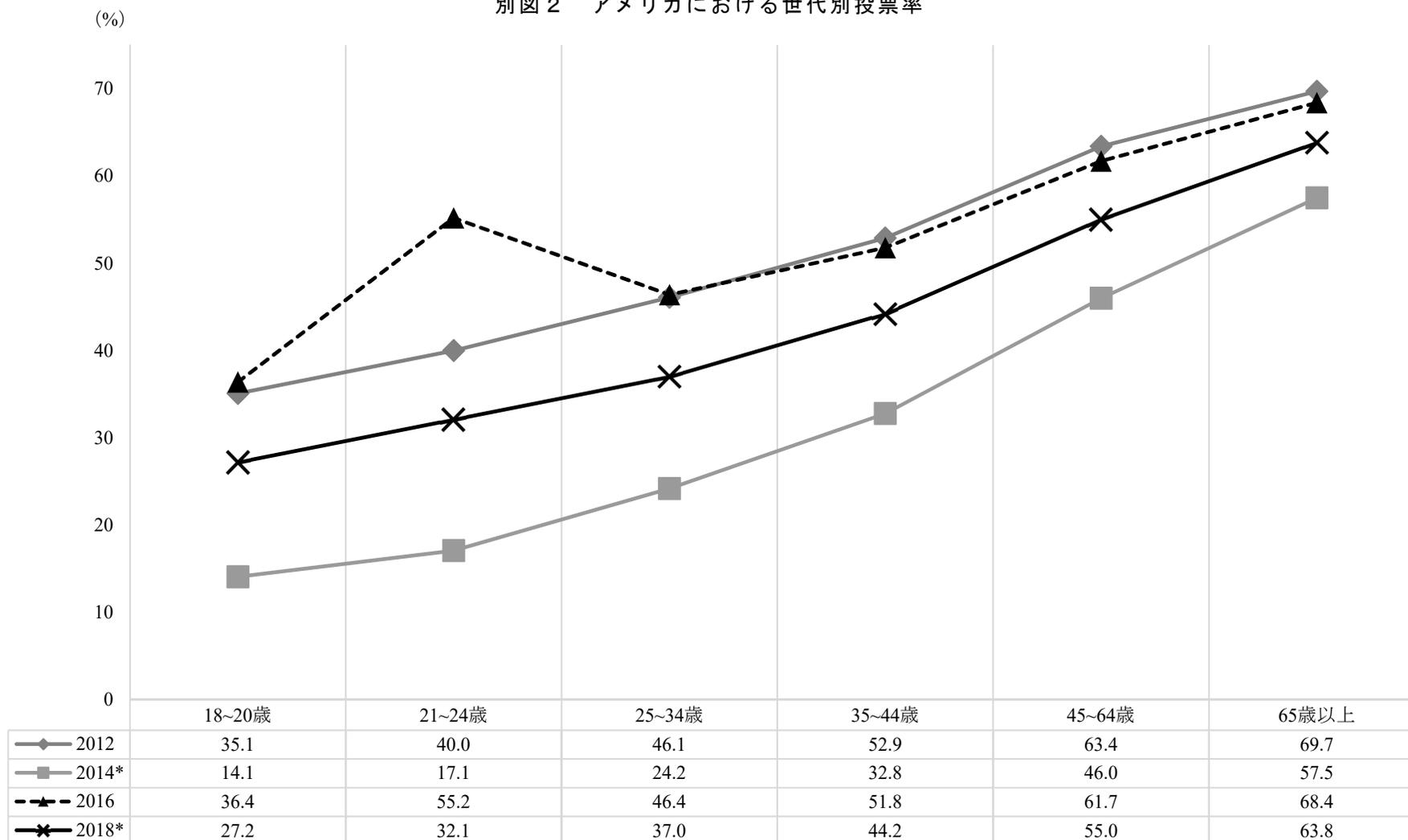


※投票率の小数点以下の桁数は、出典とした資料の表記に基づく。我が国の衆議院議員総選挙については小選挙区の投票率を、参議院議員通常選挙については選挙区票率を、それぞれグラフ化した。アメリカについて、中間選挙の年の投票率に*を付した。なお、直近の選挙は2020年に行われたが、出典とした資料に掲載されている2018年までの投票率をグラフ化した。フランスの下院選挙は、小選挙区2回投票制で行われたが、いずれも1回目の投票における投票率をグラフ化した。

(出典) 以下の資料を基に筆者作成。

『令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』総務省自治行政局選挙部, 2021, p.11. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000776531.pdf>; 『平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』総務省自治行政局選挙部, 2019, p.15; 『平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2017, p.13; 『令和元年7月21日執行 第25回参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, p.12. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000640535.pdf>; ProQuest Statistical Abstract of the United States 2021, 2020, p.280; Sam Pilling and Richard Cracknell, “UK Election Statistics: 1918-2021: A Century of Elections,” *Commons Library Research Briefing*, No. CBP 7529, 18 August 2021, p.29. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7529/CBP-7529.pdf>>; Der Bundeswahlleiter, “Ergebnisse früherer Bundestagswahlen,” 8. November 2018, p.8. <https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/397735e3-0585-46f6-a0b5-2c60c5b83de6/btw_ab49_ge_samt.pdf>; “2021 Bundestag Election: provisional result.” The Federal Returning Officer <https://www.bundeswahlleiter.de/en/info/presse/mitteilungen/bundestagswahl-2021/50_21_vorlaufiges-ergebnis.html>; Ministère de l’Intérieur, “Élections Législatives: 11 et 18 juin 2017: Dossier de Presse,” pp.85-87. <<https://www.interieur.gouv.fr/content/download/102713/810285/file/09-06-dossier-presse-elections-legislatives-11-18-juin-2017.pdf>>; “Résultats des élections législatives 2017.” Ministère de l’Intérieur Website <[https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/elecresult_legislatives-2017/\(path\)/legislatives-2017/FE.html](https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Legislatives/elecresult_legislatives-2017/(path)/legislatives-2017/FE.html)>

別図2 アメリカにおける世代別投票率

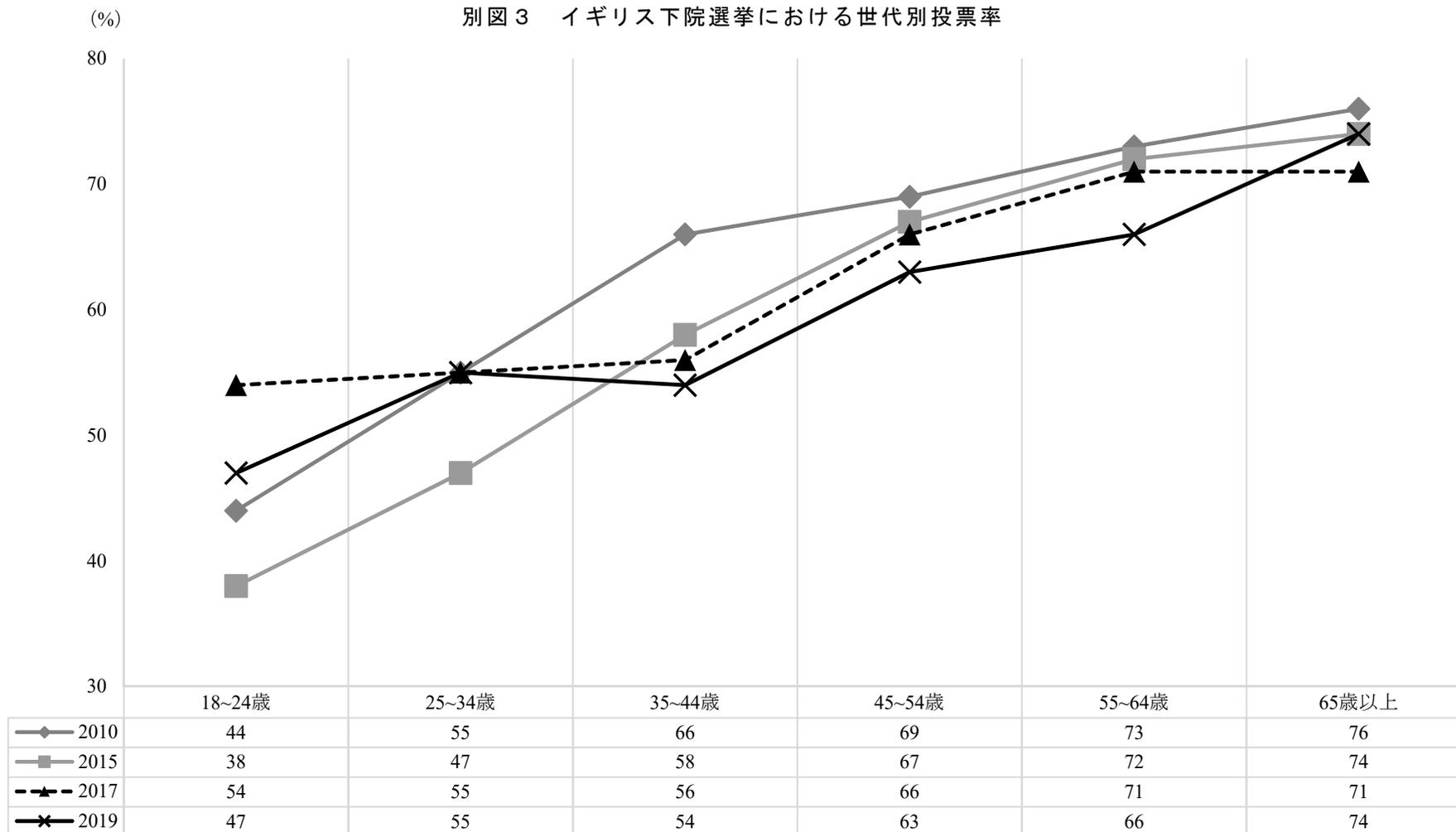


※中間選挙の年には、*を付した。なお、直近の選挙は2020年に行われたが、出典とした資料に掲載されている2018年までの投票率をグラフ化した。

(出典) 以下の資料を基に筆者作成。

ProQuest Statistical Abstract of the United States 2021, 2020, p.282.

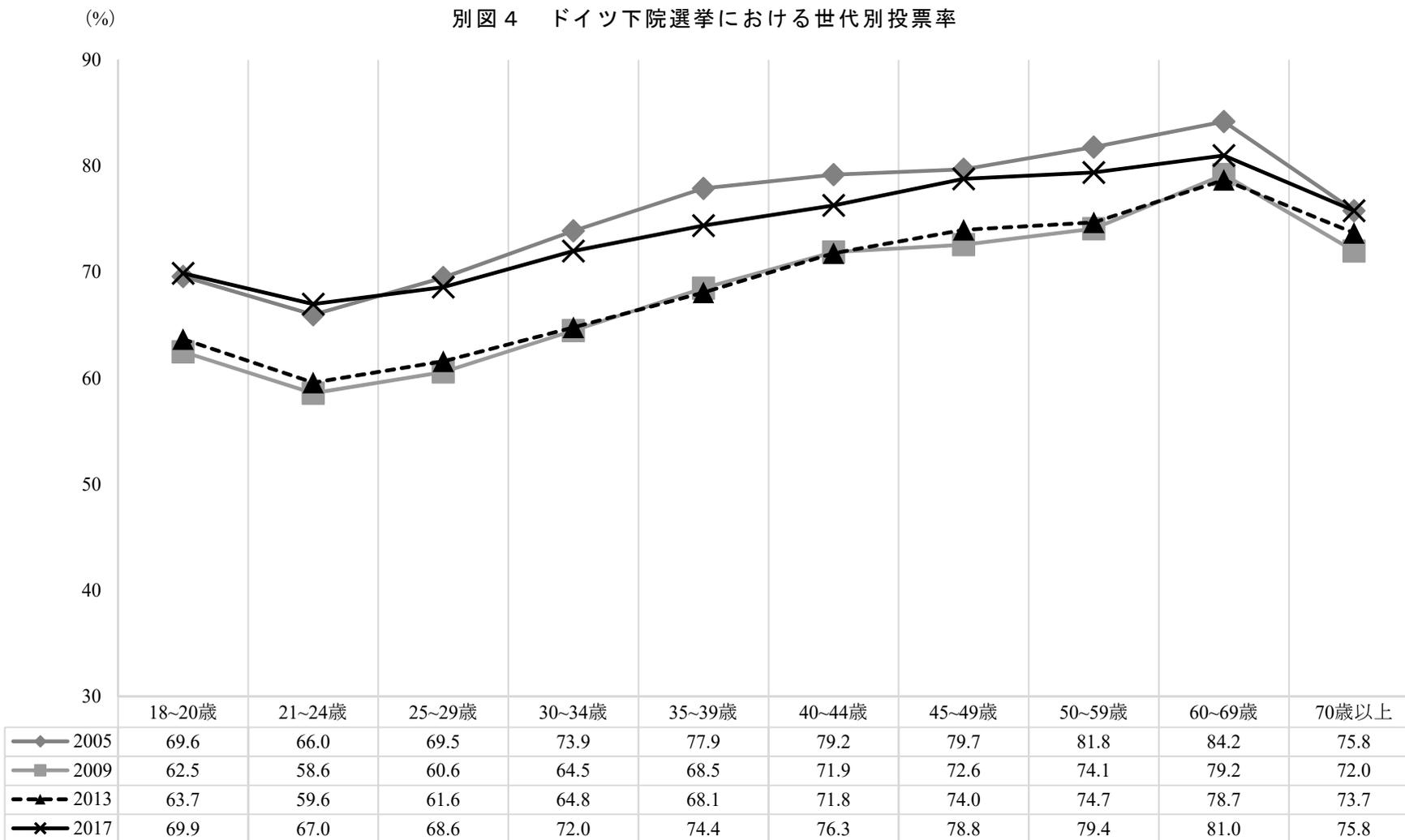
別図3 イギリス下院選挙における世代別投票率



(出典) 以下の資料を基に筆者作成。

“How Britain Voted in 2010,” 21 May 2010. Ipsos MORI Website <<https://www.ipsos.com/ipsos-mori/en-uk/how-britain-voted-2010>>; “IPSOS MORI How the voters voted in the 2019 election,” December 2019, pp.32-33. *idem* <<https://www.ipsos.com/sites/default/files/ct/news/documents/2019-12/general-election-2019-poll-aggregate-v8.pdf>>

別図4 ドイツ下院選挙における世代別投票率

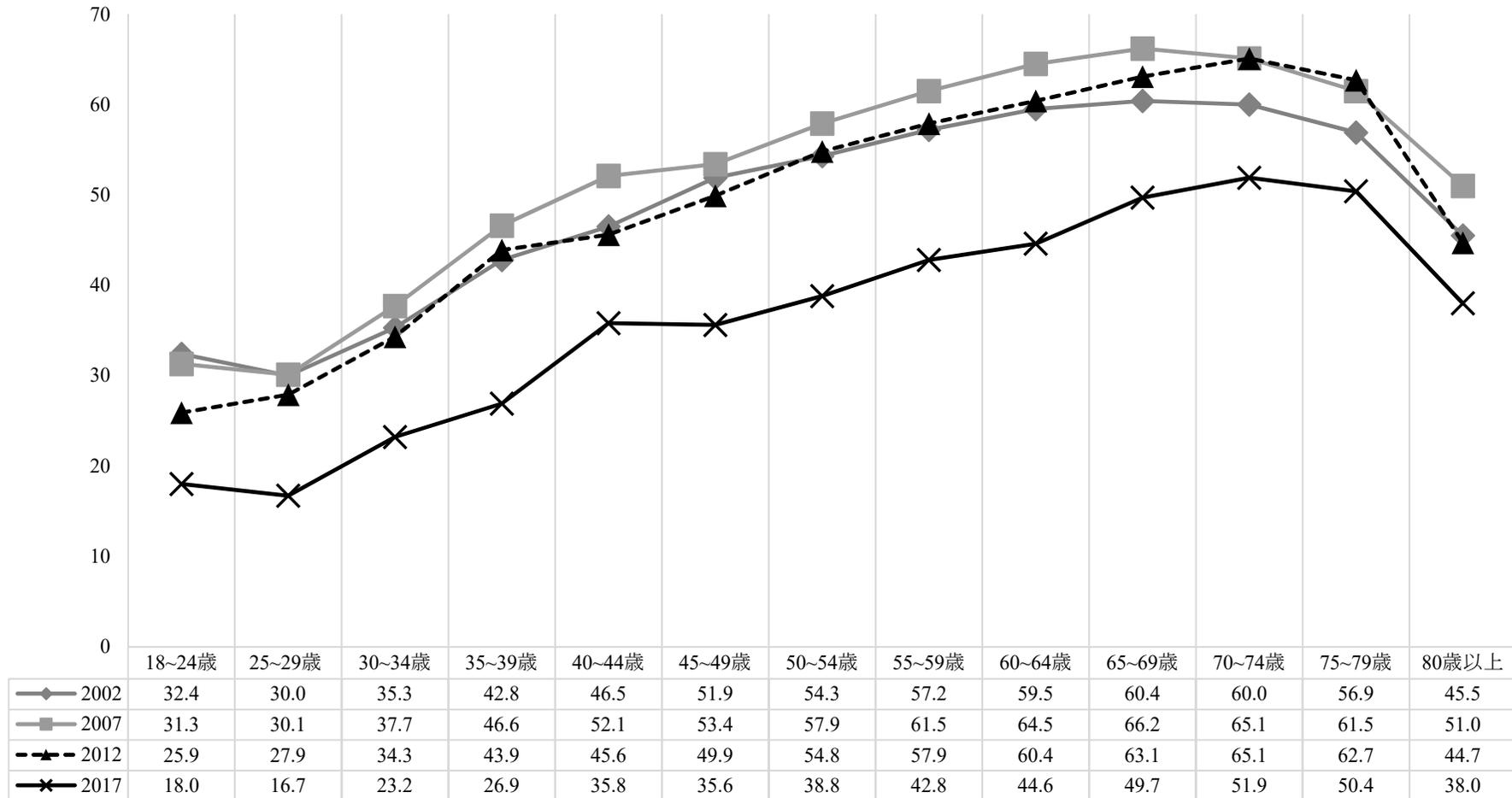


(出典) 以下の資料を基に筆者作成。

Der Bundeswahlleiter, “Ergebnisse früherer Bundestagswahlen,” 8. November 2018, p.106. <https://www.bundeswahlleiter.de/en/dam/jcr/397735e3-0585-46f6-a0b5-2c60c5b83de6/btw_ab49_gesamt.pdf>

(%)

別図5 フランスにおける世代別投票率

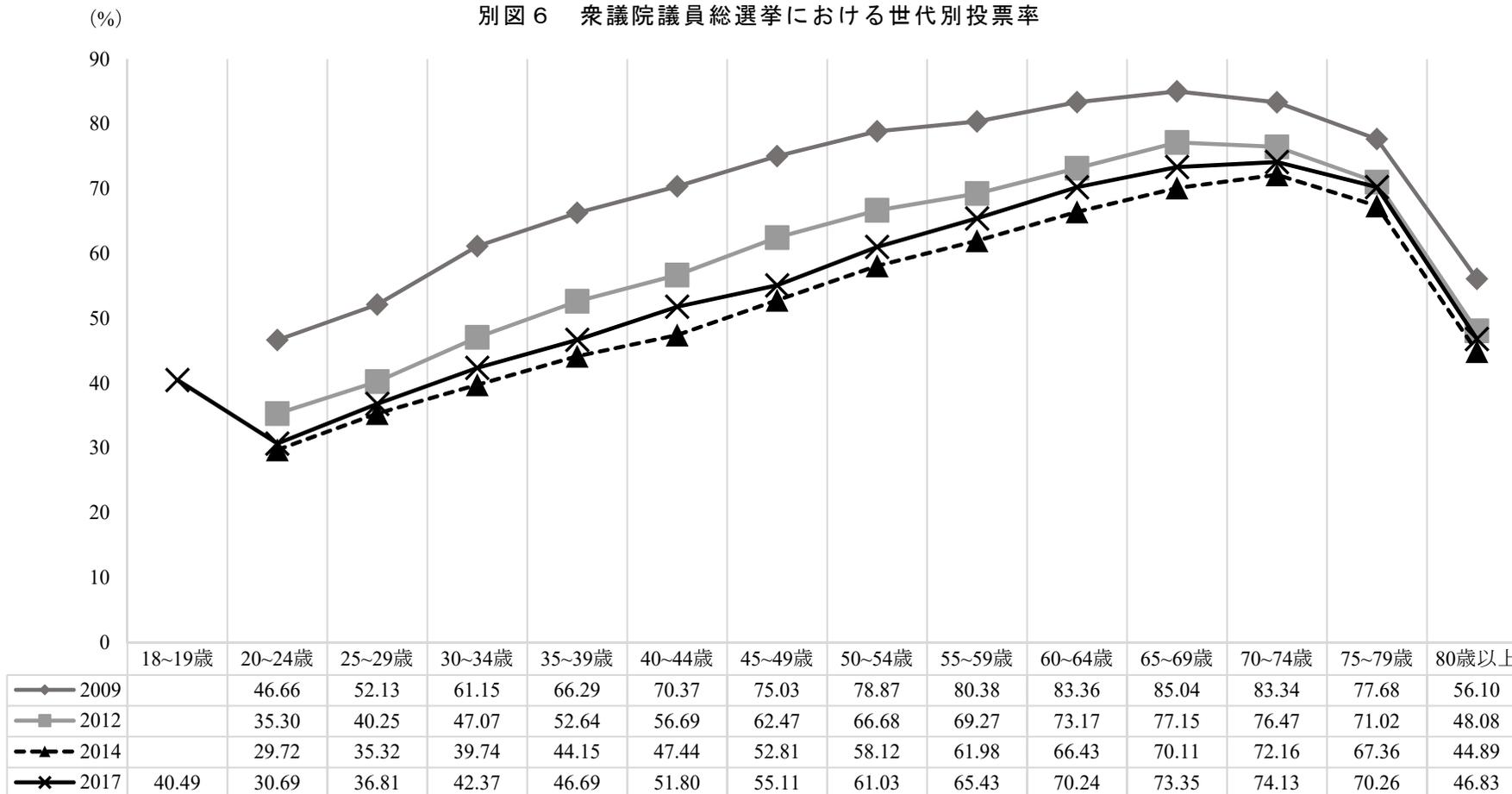


※フランスの大統領選挙と下院選挙は、2回投票制である。大統領の任期が2000年に7年から下院の任期と同じ5年に短縮され、2002年以降の各年とも両方の選挙が行われており、全ての投票機会において投票を行った有権者の世代別の割合をグラフ化した。

(出典) 以下の資料を基に筆者作成。

“Élections présidentielles et législatives de 2002 à 2017: une participation atypique en 2017.” Insee Website <<https://insee.fr/fr/statistiques/3140794#tableau-figure3a>>

別図6 衆議院議員総選挙における世代別投票率



※一部の投票区を対象とした抽出調査に基づく世代別投票率をグラフ化した。ただし、2017（平成29）年の18～19歳の投票率のみ全数調査に基づいている。

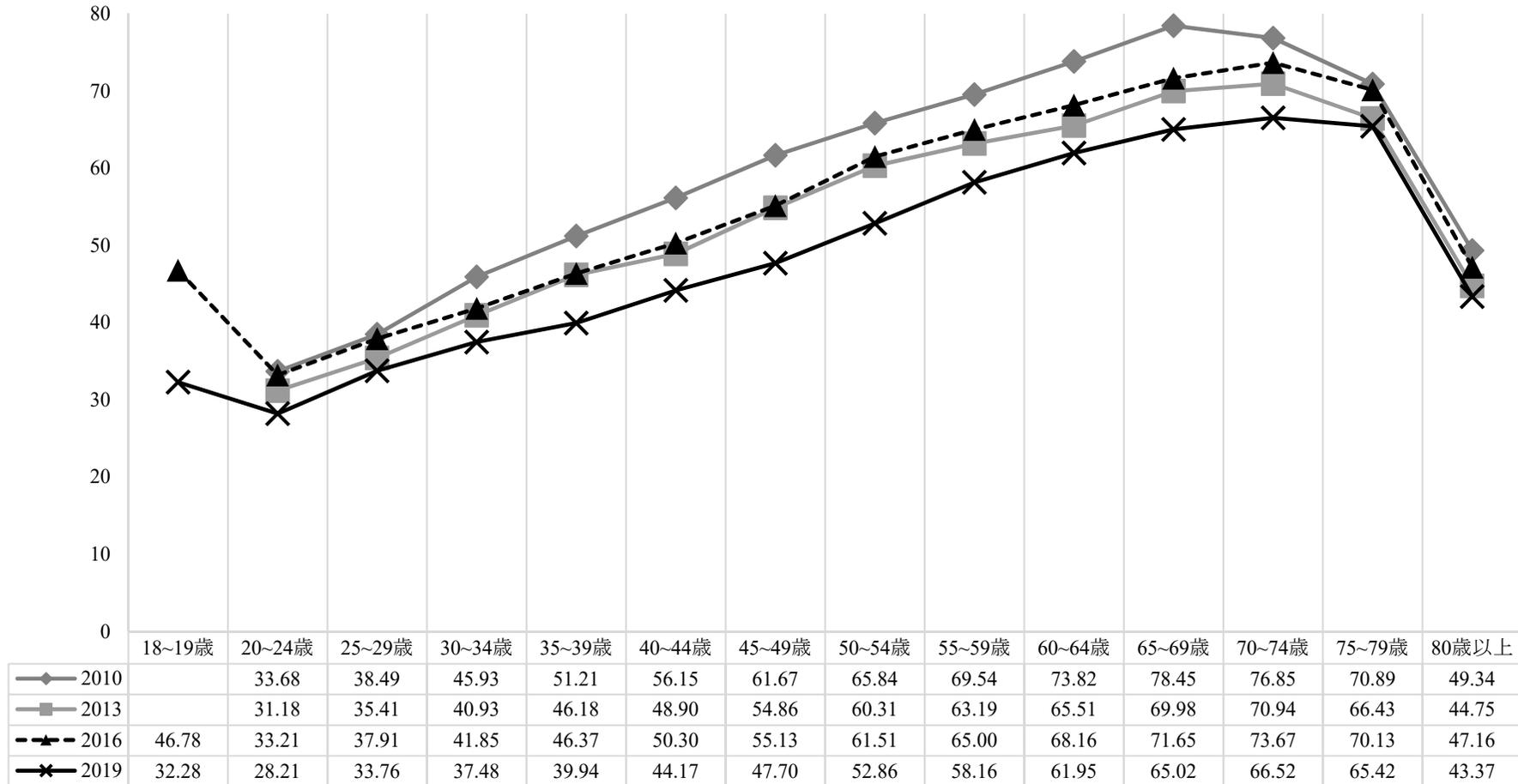
※直近の選挙は2021（令和3）年に行われたが、全ての世代についての資料が入手できる2017（平成29）年までの投票率をグラフ化した。

※衆議院議員総選挙では、2017（平成29）年の総選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。

（出典）以下の資料を基に筆者作成。

『平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』総務省自治行政局選挙部, 2010, p.588; 『平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』総務省自治行政局選挙部, 2013, p.622; 『平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』総務省自治行政局選挙部, 2016, p.589; 『平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』総務省自治行政局選挙部, 2019, pp.595, 599.

別図7 参議院議員通常選挙における世代別投票率



※一部の投票区を対象とした抽出調査に基づく世代別投票率をグラフ化した。ただし、2016（平成28）年の18～19歳の投票率のみ全数調査に基づいている。

※参議院議員通常選挙では、2016（平成28）年の通常選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。

（出典）以下の資料を基に筆者作成。

『平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2011, p.421; 『平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2014, p.419; 『平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙結果調』総務省自治行政局選挙部, 2017, pp.444, 447; 総務省選挙部「第25回参議院議員通常選挙における年齢別投票状況（抽出調査）」2019.9. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000646758.pdf>